

総合地球環境学研究所審査委員会規則

平成 25 年 11 月 11 日制 定

(設置)

第 1 条 人間文化研究機構職員懲戒規程第 6 条第 1 項に基づき、総合地球環境学研究所(以下「研究所」という。)運営会議に、審査案件ごとに審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 委員会は研究所に勤務する教育研究職員等の懲戒事由にかかる審査を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし当該者と利害関係があると認める者は、委員となることができない。

- 一 運営会議委員のうち研究所の職員である者 3 名
- 二 運営会議委員のうち研究所の職員でない者 1 名
- 三 その他所長が指名する者 1 名

2 前項の委員は、運営会議の議を経て決定する。

3 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから所長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(審査結果の報告)

第 6 条 委員会は、当該懲戒事由に係る審査を終了したときは、遅滞なくその結果を、所長を通じ機構長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。